

戦時統制下の清酒業における生産統制と企業整備

——埼玉県、栃木県の事例を中心に——

青木隆浩

- I. はじめに
- II. 全国における清酒業の動向
 - (1) 清酒の生産・販売動向—1912~35年—
 - (2) 大正期における中小酒造家存続の背景
 - (3) 生産統制に至る経緯—1935年以降—
- III. 県別にみた生産統制と企業整備の実態
- IV. 北関東における企業整備の実施とその影響
 - (1) 企業整備の実施方法
 - (2) 戦後における企業整備の影響
- V. おわりに

I. はじめに

昭和初期の統制経済は、産業界に多大な影響をもたらした。それは、民需部門の縮小と軍需部門の拡大という点において端的にあらわれている。商工省は、企業に対して1920年代まで自由放任主義であった。しかし、昭和恐慌期以降、民政党的の浜口雄幸政権は、大企業に対しては重要産業統制法を、中小企業に対しては工業組合法を制定し、産業へ積極的に介入するようになった¹⁾。

1930年代前半の政府の産業組織に対する介入は「(1)寡占部門に対する独占規制政策、(2)いぜん競争的な中小企業部門に対する組織化促進政策、(3)“国民経済的”に戦略的な産業に対する保護政策の3つの局面に整理できる」²⁾。つまり、政府は、販売価格を引き上げていた製紙業やビール業などの寡占部門に対しては、消費者利益の擁護と企業の適度な利益を実現するためにカルテル活動を誘導し、

過当競争が深刻化していた綿織物業などの中小企業部門には、粗製濫造と輸出価格切り下げ競争、労働条件の悪化を抑止するため、工業組合の結成を指導し、組織的規制力の強化を図っていった。一方、戦略的重要性を有する石油・自動車産業に対しては、租税の減免・補助金といった誘導的保護措置と参入・設備投資の許可制といった規制措置を設けた。ただし、これらの政策は政府による直接的統制ではなく、経済団体による自主的統制が尊重されていた³⁾。

1936年には「重要産業統制法」が改正された。これは、二・二六事件での高橋是清暗殺後、大蔵大臣となった馬場錠一が陸軍の要求を受け入れて、軍備拡張を認めたことと関係している⁴⁾。これ以降、軍需向け製品における生産力の拡充を目的として、政府による産業への直接的統制が行われるようになった。

さらに、1940年の「経済新体制確立要綱」に従って、企業整備が実施された。一般に、企業整備は、軍需拡大と民需縮小を目的として、中小企業の企業数と生産量を縮小するものとみられている⁵⁾。よって、この企業整備は、戦後以降における中小企業の分布や規模に対して、大変重要な役割を果たした。

商工省は、形式的には業者との自主合意のかたちをとりながら、実質的には業種別の整備要綱をつくり、このプログラムにしたがって整備統合策をすすめる方針をとった⁶⁾。企業整備実施の具体的な方針は、1943年の「戦力増強企業整備基本要綱」にて決定された。こ

これは、全工業を3種類に区分し、政府による資源配分を行うものであった。第1種工業部門は、積極的な整備の対象であり、労務供出、金属回収、工場・設備の転用に寄与することが大きい繊維工業、金属工業、化学工業など、第2種工業部門は、戦争の進展に伴い拡充を要する鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機の五大重点産業や機械工業など、第3種工業部門は、設備の転換用として貢献度の低い日用品、雑貨工業などである⁷⁾。

企業整備の実施に関する従来の研究には、生産力の拡充が図られた第2種工業部門⁸⁾と、大幅に地位を下げた繊維産業⁹⁾を取り上げたものが多く、主に第3種工業部門に分類されたその他の中小企業に関するものが少ない。この中であって、戦時期の中小企業研究としては、1930年代の統制経済化が独占大企業のカルテル化のみにとどまらず、非独占部門（中小商工業、農業）をも含んだ広範な変化であったはずであるという問題意識から、陶磁器業を取り上げた白木沢旭児の成果¹⁰⁾が貴重である。白木沢によれば、周辺市場における中小企業に対する統制は、戦争目的の統制と混同されがちだが、実のところ、中小工業者がアウトサイダーや大経営、独占に対抗する手段であり、国民経済の均衡、市場メカニズムの人為的、計画的規制を通じた平等化をねらったものだったという¹¹⁾。ただし、この論文は、1930年代を研究対象としているため、企業整備については直接触れていない。

そのため、1930年代の計画的規制を通じた平等化から、1940年代のより徹底した規制、さらには企業整備への移行に際して政府の行った、中小企業に対する介入のあり方の連続性と変容に対する研究はまだ十分ではない。また、全国に分布する中小企業への原料や設備等の資源配分や各県における企業整備の整備率には、政府の地域に対する計画的規制の方針が現れていると考えられるが、この実態解明を課題とした既存研究はほとんどない。

そこで、本稿では、第3種工業部門として企業整備の対象となり、かつ全国に数多く分布する清酒業を事例として、統制から企業整備に至る経緯や、都道府県別、組合支部別の原料割当と企業整備の実態を明らかにする。さらに、これらの実態から、政府の第3種工業部門並びに清酒業に対する計画的規制の方針と、規制が清酒業に及ぼした影響について考察する。研究対象時期は、1930年代から終戦までを中心とするが、規制が及ぼした各地域における需給バランスの変動をみるために、1910年代から1950年代中頃までを含めた。

研究対象地域には、大消費地の東京に隣接しているため、灘・伏見の大酒造家と直接の競争を強いられる、中小酒造家の多い埼玉県・栃木県を選択した。これらの分析を通じて、東京やその周辺における産地間競争と、非競争的な統制という矛盾する事象を調整した政府の地域、または規模の異なる酒造家に対する基本的な方針が明らかになるとと思われる。

II. 全国における清酒業の動向

(1) 清酒の生産・販売動向—1912～35年—
一般に、清酒業を含む食品工業は、その生活必需品としての性格から、景気に左右されにくい。言い換えると、不景気に強いが、反面、好景気にあまり利益をあげられない。

図1をみると、1910年代中頃から1919年までの大戦好況において、機械工業や繊維工業の大幅な成長に対して、清酒業は食品工業とともに停滞していることが認められる。反対に、重化学工業が景気拡大を主導しなくなった¹²⁾1920年代の景気停滞期に、清酒業はわずかながら生産額を増大させた。しかし、1930年頃の昭和恐慌期を転換期として、その後、公債の大量発行によるインフレが進行しても、清酒業は生産額を伸ばせず、食品工業と比較しても相対的な地位を下げてしまう。

清酒業の生産額における1920年代の成長と1930年代の停滞は、個人消費支出の面からお

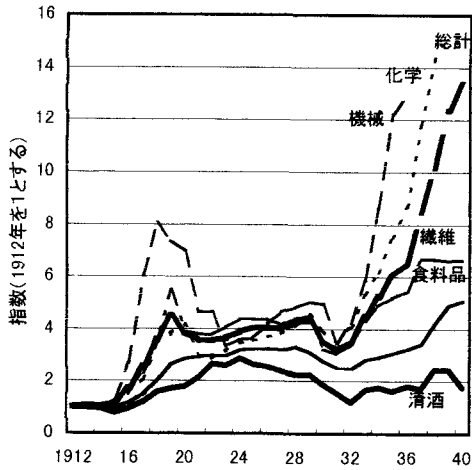


図1 清酒他の生産額の推移

資料：篠原三代平(1972)『鉱工業』東洋経済新報社
 注：1937年以降の機械と1939年以降の化学の指数は16を越えるので省略した。

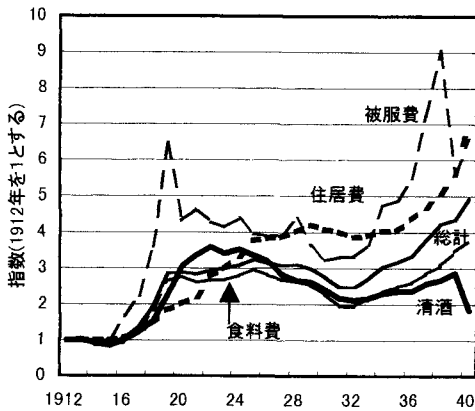


図2 清酒他の個人消費支出の推移

資料：篠原三代平(1967)『個人消費支出』東洋経済新報社

よそ説明できる(図2)。清酒消費額の伸び率は、1920年代中頃まで食料費と総計を上回っているが、1930年代には総計を下回り、食料費とほぼ同じ水準にまで低下してしまう。つまり、インフレ期に家計における住居費や被服費の負担が大きくなると、清酒の消費が差し控えられるのである。

清酒の消費動向には、濁酒の生産量も関わっている。表1にみられる酒造税犯則検挙数の大部分は、濁酒の密造によるものである。こ

表1 酒造税犯則検挙数

	1915年	1920年	1925年	1930年	1935年
秋田	2,148	1,316	426	789	1,756
山形	258	272	86	167	164
福島	91	136	321	223	180
埼玉	5	6	5	11	15
栃木	44	31	5	9	19
茨城	51	20	5	8	5
群馬	13	1	4	5	1
長野	37	12	24	4	16
新潟	288	187	97	26	43
愛知	30	16	25	4	6
京都	23	5	15	14	4
兵庫	32	20	37	18	11
広島	70	39	9	30	55
福岡	83	63	12	15	24
全国	6,235	3,634	1,772	2,243	4,067

資料：『主税局統計年報書』

れによれば、濁酒の密造者は、好況期の1915年に増加し、停滞期の1920年から1930年にかけて減少している。すなわち、好況期に物価全体が上昇すると、清酒は濁酒の自家醸造により代替されるため、売れ行き不振に陥るが、停滞期に物価が下降すると、消費者が濁酒の自家醸造よりも清酒の購入を選択するために生産額を伸ばすことになるのである。

そして、景気回復の見られた1933年¹³⁾を契機に清酒は食料品一般よりも売れ行き不振に陥った。このため、小売業者が激しい安売競争をおこない、その影響がメーカーである酒造家にも波及したのである¹⁴⁾。

なお、小売業者の数は、明治初期の営業自由化に伴う乱立のため、明治末期以降は過当競争により減少傾向にあった¹⁵⁾。そもそも、清酒業に従事する者は、当時の家制度の習慣から、製造業と小売業とを問わず、分家別家として独立開業することを目的としており、本家の方でも市場占有率の拡大を図るために戦略上独立開業を認めていた¹⁶⁾。家制度の中に、酒小売業者の乱立を恒常的に引き起こす仕組みが存在していたといえる。

ただし、安売り競争の度合には地域差があった。地域差による市況の違いは、大産地の大酒造家と地方の中小酒造家といった産地間競

争や、経営規模による利潤率の違いと関係する。そこで、次に、清酒市場と酒造経営の地域的差異について概観しておく。

(2) 大正期における中小酒造家存続の背景

図3は関東地方における1910年代以降の清酒卸売価格変動の例として、東京市の下り酒を基準とし、埼玉県比企郡、大里郡、栃木県宇都宮市における中等酒の市街物価を比較したものである。東京市は関東地方における卸売市場の中心であり、比企郡は県外からの移入酒がほとんどない地域、大里郡と宇都宮市はそれぞれ埼玉県と栃木県における卸売市場の中心地である。比企郡と大里郡の数値は地廻酒のものであるが、宇都宮市の数値が下り酒¹⁷⁾と地廻酒¹⁸⁾のどちらかについては元データである『栃木県統計書』に記載がない。

まず、大里郡では1912年に26,800石、1913年に272,000石と多量の県外酒が移入していた時期には、価格競争のために酒価があまり高

くなかったが、1923年に6,822石、1924年に2,640石と県外酒の移入が激減するにつれて地廻酒の価格も東京と比べて大きく上昇している。反対に、比企郡の酒価は相対的に、県外酒の移入が1912年に0石、1913年に603石と少ない時期に高いが、1922年に3,850石へ増加すると下落し、1923年に0石、1924年に170石と減少すると再び上がってくる。相対的に酒価が安定している宇都宮市でも、県外酒が1920年の7,200石から、1921年の7,324石、1922年の9,392石1923年の8,600石へと増加すると、酒価が低下していく¹⁹⁾。つまり、県外酒の移入が増加すると、安売り競争が激しくなって、市街物価は下落する。

安売り競争の面からみれば、東京の市況は、埼玉県や栃木県よりもさらに厳しい。なぜなら、大正期には酒造組合が価格調整をしていたため、各酒造家は、売れ残った地廻酒を監視の目が厳しい地元周辺よりも東京市場で投げ売りしたからである。そもそも、聞き取り調査によれば、清酒は伝統的に遠方で販売活動を行うと、つきあいが浅いという理由から安く買い叩かれるという。よって、東京市における地廻酒は低価格で取引され、これと品質上直接の競争下にある下り酒の中等品も、高額な輸送費がかかっているにも関わらず、埼玉県や栃木県における地廻酒の市街物価とほぼ同じかあるいはより安い価格で販売されていたのである。

こうした卸売価格の不安定な状況は、地方、灘いずれの大酒造家にとっても、有利に働かなかったと思われる。なぜなら、大酒造家は、卸売に大きく依存していたからである²⁰⁾。卸売で県外に大量の清酒を販売すると、卸売価格が下落し、特に大市場であった東京においてその傾向が顕著であったため、卸売による大量販売はあまり利益をあげられなかったのではないだろうか²¹⁾。ここに、直売を主とする地方の中小酒造家が、大酒造家との競争力を持ち得た1つの理由がある。

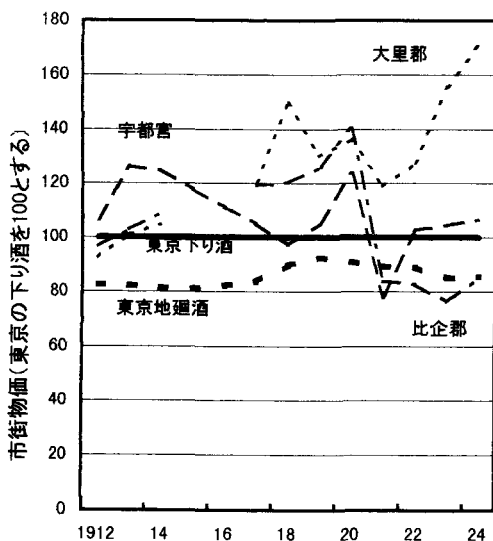


図3 関東各地における市街物価の推移

資料：東京は中村隆英（1989）「酒造業の数量史 明治一昭和初期」，社会経済史学55-2，121頁，宇都宮市は『栃木県統計書』，比企郡と大里郡は『埼玉県統計書』

注：1915年と1916年における比企郡と大里郡のデータは不明である。

表2 栃木県と埼玉県における各酒造家の利潤率（1917年）

酒造家	所在地	資本金(a, 円)	利益金(b, 円)	利潤率(b/a)
合名会社矢尾商店	埼玉県秩父郡秩父町	260,000	0	0.000
下野酒造株式会社	栃木県下都賀郡小山町	200,000	40,221	0.201
大田原酒造株式会社	栃木県那須郡大山田村	50,000	0	0.000
埼玉酒造株式会社	埼玉県北埼玉郡大越村	50,000	13,631	0.273
合資会社清水酒店	埼玉県大里郡玉井村	50,000	2,500	0.050
合資会社長谷見酒店	埼玉県児玉郡本庄町	27,000	1,596	0.059
足立酒造合資会社	埼玉県北足立郡指扇村	20,000	0	0.000
相模屋合資会社	埼玉県北葛飾郡彦成村	16,000	5,083	0.318
合資会社鹿沼屋商会	栃木県那須郡馬頭町	12,000	1,850	0.154
久田合名会社	埼玉県児玉郡児玉村	10,000	4,601	0.460
越生酒造合資会社	埼玉県入間郡越生町	5,000	0	0.000
丸本合名会社	栃木県芳賀郡茂木町	3,000	451	0.150
合名会社高野商店	埼玉県秩父郡大滝村	3,000	988	0.329
武井酒造合資会社	栃木県足利郡富田村	2,750	2,200	0.800

資料：「埼玉県統計書」、【栃木県統計書】

表3 栃木県における酒造家の職工数当たり生産額（1920年）

酒造家	所在地	生産額(a, 円)	職工数(b, 人)	a/b (円)
下野酒造株式会社	下都賀郡小山町	490,000	100	4,900
柏瀬酒類製造場	下都賀郡豊田村	235,000	24	9,792
星野酒類製造場	下都賀郡栃木町	216,472	24	9,020
鈴木酒造場	下都賀郡藤岡町	188,037	25	7,521
西堀酒類製造場	下都賀郡間々田村	165,200	24	6,883
下野醸造株式会社真岡 製造工場	芳賀郡真岡町	160,151	19	8,429
藤澤酒製造工場	下都賀郡岩舟村	159,750	27	5,917
天満屋	芳賀郡久下田町	155,550	30	5,185
平山酒造店	那須郡金田村	152,200	16	9,513
相良酒造場	下都賀郡岩舟村	149,850	19	7,887
下野酒造株式会社金田 支店	那須郡金田村	133,260	21	6,346
星野本店清酒醸造工場	那須郡大田原町	107,250	14	7,661
飯沼清酒醸造所	上都賀郡西方村	98,000	10	9,800
矢部酒造場	上都賀郡西方村	95,000	10	9,500
高杉酒類醸造部	那須郡那珂村	91,500	10	9,150
日野屋	那須郡佐久山町	90,000	10	9,000
辻酒類製造工場	芳賀郡真岡町	86,647	14	6,189
赤澤酒類製造場	下都賀郡水代村	80,250	13	6,173
楡井酒造工場	芳賀郡真岡町	77,903	14	5,565
米源酒造場	上都賀郡日光町	76,000	10	7,600
杉田本家醸造庫	下都賀郡中村	75,000	10	7,500
武藤酒類醸造部	那須郡佐久山町	70,000	12	5,833
中森清酒醸工所	足利市	60,325	18	3,351
虎屋商店	宇都宮市池上町	56,685	11	5,153
扇谷酒醸造販売店	芳賀郡久下田町	49,193	21	2,343
高野酒造場	下都賀郡吹上村	42,229	10	4,223
和泉酒造工場	足利市	40,000	11	3,636
馬場酒造工場	足利市	40,000	10	4,000
橋本酒造場	下都賀郡富山村	37,900	10	3,790
高野酒造場第二工場	下都賀郡吹上村	19,000	15	1,267
川瀬酒造場	河内郡雀宮村	16,060	23	698

資料：【栃木県統計書】

表2は、栃木県と埼玉県における酒造家の利潤率を示したものであるが、資本金の大きな酒造家が必ずしも高い利潤率を得ているわけではないことがわかる。むしろ、高い利潤率を得ているのは、資本金の少ない酒造家である。このことは、松本貴典が両大戦間期における泉北織物業の研究で指摘した、業績の良い中小企業が大企業よりも高い利潤率を上げているということと符合する²²⁾。そして、業績の良い中小酒造家が、少ない資金で大酒造家よりも高い利潤率を得ていた一つの要因として、県外市場への卸売に対する地元市場での直売の優位性が考えられるのである。

もう一つ大酒造家が中小酒造家よりも利潤率を得られなかった原因として、清酒の生産性が必ずしも規模に比例しないことがあげられる。表3は、栃木県における職工10人以上の酒造家を事例としたものであるが、生産規模に関わらず、職工1人当たりの生産額は、最大でも9,000円台にとどまっている。酒造りは、杜氏、頭、麴屋、酛屋、釜屋などそれぞれ分担の決まった蔵人のおよそ5人を一つのチームとした分業によって行われる。その一つのチームが、醸造期間中に、十分な設備に

よって毎日酒を仕込んでいくと、最も効率のよい1人当たり9,000円台という生産額になると考えられる。これが、表3にみられる職工数10人で90,000円台、16人で150,000円台、24人で210,000~230,000円台の生産額を有している酒造家の実態であろう。

ところが、例えば職工数10人で90,000円台の生産額を100,000円以上とするには、蔵人を個人ではなく1チームを単位として増やすとともに、設備や敷地も拡張する必要がある。この場合、職工数15人前後となるから、生産額140,000万円前後にまで増やせば効率よい生産となるが、これに達しないと醸造期間中に仕込を行わない日が出てきて非効率となる。生産額を150,000円以上に引き上げる場合も同様である。また、中森製酒醸工所のように、1917年の119,930円から1920年の60,325円に生産額が減少した場合、余剰の設備と蔵人を抱えることになり、非効率となる。

以上のように、清酒業の場合、生産規模を拡大しても、生産性が向上するとは限らない。この生産性からも、中小酒造家は大酒造家よりも高い利潤率を得る可能性を持っている。

中小酒造家の大酒造家に対する優位性は、

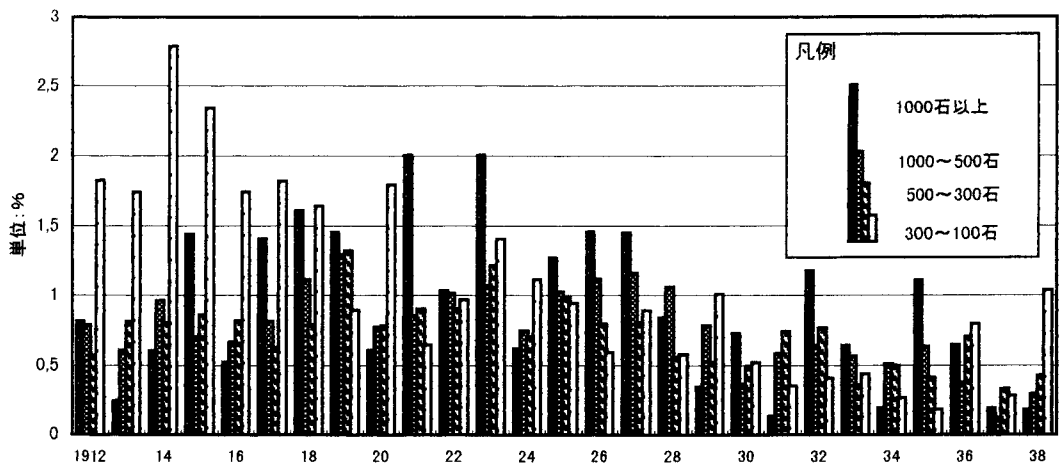


図4 清酒業者の製造石数別廃業免許場数

資料：『主税局統計年報書』

注：製造石数別による当該年度の廃業免許場数／前年度の免許場数×100により算出

廃業率の低いことから説明できる。図4は、生産量別の廃業率を示したものであるが、製造石数1,000～500石と500～300石の酒造家より、1,000石以上と300～100石の酒造家の方に廃業率が高いことが明らかである。累計すると、300～100石の酒造家よりもさらに、1,000石以上の酒造家の方が、廃業する比率が高い。

上川芳実は、「明治30年代後半期以降の清酒醸造高の増伸は、零細規模酒造家の淘汰と、緩慢ながらも大規模経営への移行と巨大経営の出現によって達成されたと判断できる」²³⁾と論じているが、必ずしも大酒造家が有利であったとはいえないのである。確かに、1912年から1938年にかけて、製造石数100石未満の酒造家は、平均13.2%という高率で廃業しているが、100石以上の酒造家においては、中小酒造家の方が大酒造家よりも安定した経営をしていたといえる。

この点で、明治後期以降の「小規模酒造家の新規参入を阻み、(中略)小規模営業人を淘汰し、そうすることによって大酒造家を保護して増税に耐えられる酒造業体制へ再編強化せんとする」²⁴⁾政府の思惑は、的外れであった。それに関わらず、政府は、経営合理化を目的として、清酒業界に企業合同を勧めていったのである。

それでも企業合同が進まないことに対し、熊本税務監督局長の近藤春臺は「時代の趨勢と、事業の性質上よりして、酒造の合同は、夙に唱え来れる所なるも、他の事業界に比し、今日まで実際に於て、合同の行われたるもの少き所以のものは、諸種の事情の然らしむる所なるべきも、一は当業者の自覚と決断の足らざること、或は主因にあらざるなきやを感ぜらる」²⁵⁾と苦言を述べている。しかし、清酒の生産額が増大していた1920年代前半でさえ、大酒造家は、中小酒造家と比較して、決して高い利潤を得られる状況になかった。むしろ、卸売段階での価格競争が酒価の低迷を誘って、卸売への依存度が高い大酒造家の経営を圧迫

するという状況だったのである。この点で、政府による企業合同の推進は、経営の安定化にあまり寄与しなかった。政府の指導に関わらず、企業合同が進まなかった理由として、各酒造家が、合同による経営安定化に疑問を抱いていたことが推測される。

こうして、政府の意図とは反対に、大酒造家への生産集中は、あまり進んでいかなかった。一方、県外酒の移入量が少なく、直売を中心とした地方には、地廻酒を比較的高価格で取引できたため、高い利潤率を得る中小酒造家が数多く存在していたのである。

(3) 生産統制に至る経緯—1935年以降—

前節でみたように、1920年代の酒卸売市場は、過当競争に陥っていた。そこで、酒販業界は、価格安定化のために1925年から酒販免許制実現運動を開始すると同時に、安売り防止対策を行ってきたが、いずれも目的を達することができなかった²⁶⁾。こうした努力は昭和恐慌下においても実を結ぶことがなく、したがって、乱売競争は政府による経済統制が行われる戦時期まで続いた。

1935年に、東京酒類商同業組合と大阪酒類商同業組合が、自主的に小売価格の統制を開始した。これが1936年には清酒業界にも及び、1月には広島県酒造組合が、6月には長野県酒造組合が価格協定を結んだ²⁷⁾。価格協定を結んだのが、比較的大きな産地であることは注目すべき点である。つまり、大産地ほど、直売で売り捌けない分を県外へ移出することになるので、卸売段階における乱売競争に悩まされていたと考えられる。

この価格協定と前後して、酒造家は1935年の全国酒造大会で「酒造組合法中に生産統制に関する規定の設立要望の建議案」を提案可決し、1937年には酒造組合法に「組合員の営業に関する統制」を追加して、乱売防止のための自主的減産を開始した²⁸⁾。これは、昭和11酒造年度²⁹⁾の製造石数を基本石数とし、原則的

に各酒造家の基本石数に対し同じ割合で減産を求めるものだった。

政府は、このカルテルによる価格と生産の統制を利用して、戦時統制を開始した。松隈国税課長は、1937年の評議員会で「どうも此の統制と云ふものが自治的統制であると云ふ趣旨が徹底して居らない様に思はれてならなかったのでありますが、それを円滑にしたいと云ふ趣旨もあるのであります」と述べている³⁰⁾。実際、図5をみると、1938年と1939年における生産額の指数が酒税のそれを上回っており、酒造経営が好転したことを思わせる。1939年までは、清酒の需給調整を図るための自主的統制が効果をあげていたといえよう。しかし、1940年には大蔵省により「臨時米穀配給統制規則」が公布され、全国生産量を昭和11酒造年度の48%にまで減産するという厳しい統制がなされた。さらに翌年の昭和16酒造年度には「生産統制の本来の趣旨たる酒類の需給調整よりは寧ろ主として米穀事情に依

ることとなりたるを以って従来の生産石数の制限のみに重点を置く統制は相当ならず³¹⁾とされ、統制の主体が酒造組合から政府へ移っていった。こうして、酒造家はさらなる経営難に追い込まれたのである。政府による統制は生産量にとどまらず、原料米の使用量や精米歩合、汲水率³²⁾などの製造面から、価格にまで至った。政府は、原料米配給の削減による経営の悪化を、製造方法や価格に対する統制によって、改善しようと試みたのである。つまり、乱売防止のために始めた酒造組合の自主的統制は、わずか3年で大蔵省主導の戦時統制へと切り替えられていった。

それでは、政府はなぜ、明治期以降多額の国税負担を担ってきた清酒業を、戦時時期に縮小したのであろうか。必ずしも、前述した米穀の確保のみを理由として行われたとは考えにくい。清酒業の縮小によって税収が減ることは、戦時中、資金不足に悩まされていた政府にとって痛手のはずである。

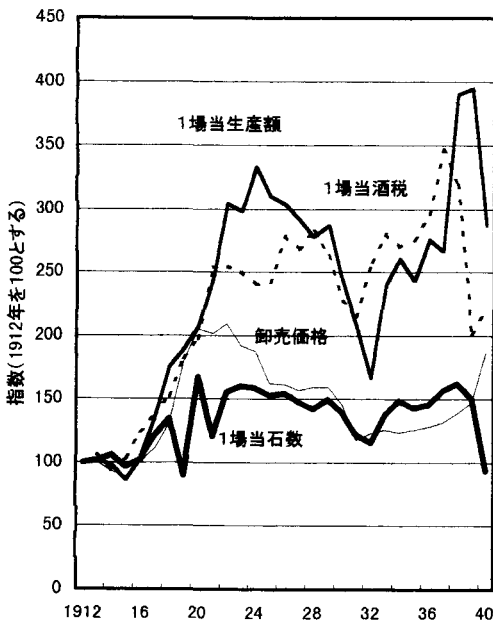


図5 清酒他の生産額の推移

資料：生産量と生産額は篠原三代平（1972）『釀工業』東洋経済新報社、卸売価格は日本銀行調査統計局（1987）『明治以降卸売物価指数統計』、酒税は『主税局統計年報書』

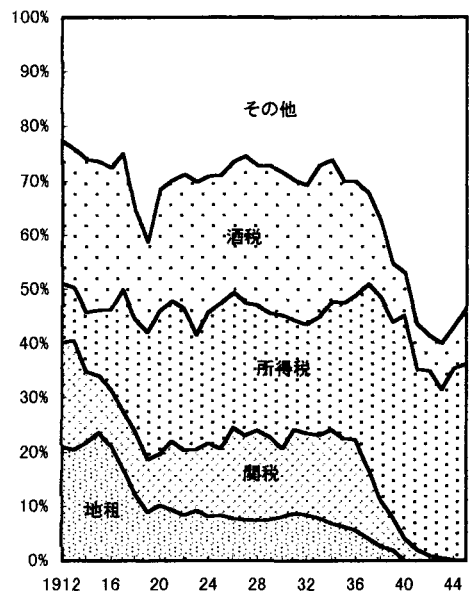


図6 主要国税の割合の変化

資料：『主税局統計年報書』

図6によれば、1935年以降、国税に対する酒税の割合が減少しており、反対に所得税の割合が増加している。また、1932年以降の酒造経営は、酒税の増加率が生産額のそれを上回る厳しい状況にあった(図5)。政府はこの状況を見て、より多くの税収を酒税に期待できないと考え、清酒業の縮小に踏み切り、代わりに軍需部門の拡大とともに税収の増大を見込める所得税の比重を高めたと思われる。とはいえ、酒税の絶対額は依然として少なくなかった。さらに、清酒が生活必需品であること、後述するように酒造家が名望家として各地で重要な役割を担っていたことなどの理由で、政府は、清酒業を積極的な整備の対象とした第1種工業部門とせず、米の配給と酒造経営の安定が確保される範囲で保存する第3種工業部門に分類したと考えられる。

つまり、清酒業は、直接的に戦時統制によって衰退したのではなく、大正期以降の乱売競争が、1930年代前半の好況期に悪化したことで衰退した。この中で、生産統制は当初、組合によって自発的に行われた。このカルテルによる統制に対し、政府は清酒業に対する原料米割当の削減という目的に加え、統制以前からの国税に占める酒税の割合の大幅な低下をみて、酒造家の経営を安定させるべく統制と企業整備を強化していったと思われる。

こうした1920年代の乱売競争から、30年代の生産統制、40年代の企業整備に至る経緯は、白木沢旭児が1930年代の陶磁器業を事例にして述べた「それぞれのカルテル組織は、統制強化を対国家に要求(国家的統制)するとともに、内部的に自己変革を遂げた。それが戦時体制期にずれこむことから、戦争目的の「統制」と混同されがちだが、あくまでも、国民経済の均衡、市場メカニズムの人為的、計画的規制を通じた平等化をねらったものだったのである」³³⁾ということと適合する。

ただし、清酒業のカルテル組織は、白木沢が陶磁器業を例として論じたように「大経営

あるいは独占への対抗から、結合、組織化した」³⁴⁾とは考えられない。他業種と比較すると、清酒業は「独占企業になっているのでもなければ、独占価格を吊上げて大衆消費者をしてその負担に堪えざらしめたのでもない」³⁵⁾のである。

清酒業ではむしろ、問屋への依存度が高い大酒造家が、その低い取引価格の下であまり利潤を得られず、中小酒造家よりも高い確率で廃業する傾向にあった。このため、中小酒造家を中心にカルテルが組織されたとは考えにくい。また、統制は、原則として、各酒造家の基本石数に対して一定の割合で減産を求め、かつ価格を一律にするものであったので、家族経営を維持できる最低限度しか生産しない中小酒造家にとっては、減産分を値上げで補えないので不利である。このような中小酒造家に不利な統制では、地方酒造家が現実的にカルテルへ参加できないので、統制そのものも成立しない。よって、統制を遂行するには、大酒造家と中小酒造家が協力して、中小酒造家が一方的に不利にならないような措置をとることが必要であった。そこで、自主的統制においては、灘における造石高のシェアを昭和11酒造年度の10.8%から同14年度の9.7%へ、政府の統制においては昭和20酒造年度の6.2%にまで減らし、地方酒造家への配分を多くしたのである³⁶⁾。

次章以下では、こうした大酒造家と中小酒造家の利害関係を調整した統制の実態を鑑み、かつ、統制が実際に大酒造家と中小酒造家に対して、また大産地とその他の産地に対して、どのような影響を与えたのか考察する。

Ⅲ. 県別にみた生産統制と企業整備の実態

表4は、各県の生産量比率をまとめたものである。まず、全国の景気が低迷し、清酒業が相対的な地位を上昇させた1920年代において、東北地方や広島県などの新興産地が成長し、兵庫県が低迷していることが注目される。

表4 主要産地の生産量比率と順位

	1915年	1920年	1925年	1930年	1935年	1940年	1946年	1950年
秋田	1.80(20)	2.98(7)	2.51(14)	2.51(12)	2.36(10)	2.74(11)	2.91(10)	2.62(10)
山形	2.22(14)	2.58(14)	2.66(12)	2.55(11)	2.57(12)	2.58(12)	2.81(12)	2.32(14)
福島	2.55(11)	2.95(8)	3.19(6)	2.49(13)	2.57(11)	2.75(10)	3.10(7)	2.59(11)
埼玉	2.02(17)	1.91(16)	2.11(16)	2.02(17)	2.25(15)	2.20(15)	2.87(11)	2.36(12)
栃木	1.97(18)	1.72(22)	1.65(21)	1.26(30)	1.55(25)	1.53(26)	1.98(19)	1.74(20)
茨城	2.18(15)	1.86(18)	1.88(18)	1.38(27)	1.55(24)	1.63(22)	1.91(21)	1.88(17)
群馬	1.30(34)	1.00(40)	1.21(35)	1.04(39)	1.20(35)	1.27(33)	1.49(32)	1.33(34)
長野	3.26(6)	2.80(10)	3.41(5)	2.14(16)	2.80(9)	2.87(8)	2.99(9)	2.77(8)
新潟	3.10(7)	3.10(6)	3.13(7)	2.95(7)	3.08(7)	3.29(7)	3.71(6)	3.16(7)
愛知	3.29(5)	2.92(9)	2.91(10)	3.15(6)	2.91(8)	2.76(9)	3.06(8)	3.46(6)
京都	3.88(4)	4.06(4)	4.43(4)	5.38(3)	5.40(3)	5.00(3)	4.53(3)	5.58(2)
兵庫	15.75(1)	14.59(1)	14.43(1)	15.04(1)	14.59(1)	14.41(1)	10.59(1)	14.13(1)
広島	4.15(3)	4.77(3)	4.41(3)	4.70(4)	4.52(4)	4.51(4)	4.37(4)	3.76(5)
福岡	5.42(2)	5.02(2)	5.00(2)	6.36(2)	5.60(2)	5.17(2)	5.17(2)	5.50(3)

資料：『主税局統計年報書』

注：全国の生産量を100とした場合の数値。単位は%。括弧内は、全国の順位を示す。

反対に、酒造経営の厳しかった1930年代では兵庫県がシェアを取り戻している。東京市場で兵庫県と競争下にある関東地方の各県は、1930年にシェアを落とした。概して、大産地の方が景気の波と連動的で、新興産地の方が景気に左右されずに安定した生産をしていたといえよう。

一方、生産統制が始まる1937年以前の約20年間では、東北3県や京都府、広島県がシェアを拡大し、埼玉県を除く関東地方各県や長野県、愛知県、兵庫県がシェアを縮小した。

この要因として、一つには需要の変化があげられる。すなわち、大正・昭和初期の清酒品評会や市場において、徐々に甘口の酒に対する評価が高まったことで³⁷⁾、辛口の灘酒が地位を落とし、秋田県や広島県、京都府などの甘口の酒がシェアを伸ばしたのである。

もう一つの要因は、各県における地元市場拡大の可能性の有無である。特に、東北地方は大正期に地元市場を拡大した。なぜなら、「米價及絲價の著しく騰貴したる為東北地方に於ける酒類の主な需要者たる農民の消費購買力を増進したるは一般の原因にして之に加ふるに海岸地方に於ける漁獲の良好秋田県地方に於ける鉱業の発展等何れも酒類の需要を促進し酒類の賣行極めて活潑」という状況に

加え、「秋田県下における増加率の著しく高きは(中略)多年の問題たる酒造密造弊風の矯正漸次その効果を挙げ密造者の著しく減退³⁸⁾することに成功したからである。

表1は、各県の酒税犯則検挙数を示したものであるが、前述の通り、その大部分は濁酒の密造によるものである。1915年から1935年を通じた検挙数は、東北地方に多く、その他の県に少ない。需要拡大の可能性という点からみれば、検挙数が多い方に余地が残っており、少ない方に残っていないことになる。つまり、東北地方は、濁酒の密造者を厳しく取り締まることによって、清酒の地元消費を拡大し、シェアを伸ばしたのである。

反対に、生産統制以降、シェアを拡大したのは関東地方であり、兵庫県や京都府、広島県、福岡県などはシェアを落としている。一方、東北地方のシェアはほぼ横這いである。生産統制は基本的に減産を要求するものであったから、シェア拡大はその要求が小さかったこと、シェア縮小はその要求が大きかったことを示す。ゆえに、生産統制開始以前の1935年と統制下の1946年を比較すると、シェアを拡大した東北地方と関東地方では生産統制が緩やかで、シェアの縮小した兵庫県、京都府、広島県、福岡県などの大産地では生産統制が

表5 昭和17・18酒造年度の主要産地における原料米の譲受石数

	昭和16年度	昭和17年度			昭和18年度				
	割当原料米石数	譲受原料米石数 ¹⁾	訂正前割当原料米石数 ²⁾	訂正後当原料米石数	訂正後／訂正前	生産権移転石数 ³⁾	立地調査による増減 ⁴⁾	原料米基本石数 ⁵⁾	原料米割当石数
秋田	45,738		45,738	35,375	0.77		-4,577	41,161	20,580
山形	43,761		43,761	33,845	0.77		-3,411	40,350	20,175
福島	45,032	65	45,097	34,879	0.77			45,097	22,548
埼玉	33,634		32,347	26,013	0.80	-1,287	6,778	39,125	19,562
栃木	23,543		23,543	18,209	0.77		4,906	28,449	14,224
茨城	24,629		24,822	19,049	0.77		5,093	29,915	14,957
群馬	19,679		19,679	16,887	0.86			19,679	9,840
長野	46,035		46,035	35,604	0.77			46,035	23,017
新潟	52,381	-240	52,621	44,000	0.84			52,621	26,310
愛知	43,639	270	43,909	33,960	0.77		4,457	48,366	24,183
京都	80,308	750	81,317	63,272	0.78		-4,060	77,257	38,628
兵庫	227,314	-250	227,747	175,614	0.77	240	-13,658	214,089	107,044
広島	69,795		69,934	53,980	0.77		-3,497	66,437	33,218
福岡	86,891	-1,271	84,310	66,220	0.79	-1,523		84,310	42,155
全国	1,592,322		1,592,333	1,262,333	0.79			1,592,350	796,175

資料：国税庁（1955）『清酒の生産及び原料米の統制と企業整備関係資料集』

注1）基本石数の移動を伴わない1年限りの割当原料米の移動のこと。

注2）昭和17年酒造年度における割当原料米石数は、当初の予定よりも33万石少ない量で配給された。この表では当初の予定を訂正前、実際の配給分を訂正後とした。

注3）生産権移転が何かは不明であるが、転廃業を伴う基本石数の移動のことと思われる。

注4）立地調査の内容については不明である。

注5）基本石数とは、各県、各酒造家が配給を受ける原料米割当の基準となる権利である。

割当石数は原則として、毎年この基本石数に一律の数字を掛けた量となる。

厳しかったことが読み取れる。

統制期の各県と各酒造家は、それぞれ昭和11酒造年度の実績に基づいた基本石数を有している。生産統制は、原則としてこの基本石数に対して、一定の割合で減産を求めるものだった。それにも関わらず、各県のシェアが変化したということは、県単位での基本石数の移動がなされたからである。この基本石数は、各県で自由に移動できるものではなかった。つまり、各県の基本石数の移動は、生産統制の一環として行われた。

表5は、原料米の割当量を示したものである。原料米は原則的に、各県のもつ基本石数に対して同じ割合で割り当てられる。例として兵庫県を取り上げると、昭和16酒造年度の割当原料米は227,314石であったが、昭和17酒造年度の割当原料米は250石を他県に譲ったので227,747石となった。これが昭和17酒造年度

の訂正前割当原料米石数として示されている。昭和17酒造年度の全国における割当原料米は原則として、この訂正前割当原料米石数の79%に減少するものであったが、実際には77%に削減され、175,614石の原料米を割り当てられた。また、昭和18酒造年度には、昭和17酒造年度の訂正前割当原料米石数を基準として、

表6 1945年における灘五郷からの譲受石数

	譲受相当基本石数	譲受清酒石数
東京	4,204	2,000
神奈川	6,306	3,000
千葉	6,306	3,000
埼玉	8,408	4,000
群馬	6,306	3,000
愛知	10,511	5,000
静岡	10,511	5,000
計	52,552	25,000

資料：国税庁（1955）『清酒の生産及び原料米の統制と企業整備関連資料集』

表7 企業整備前後の工場数と基本石数

府県	整備前 場数	整備後場数			旧基本石数	整備後石数		
		操業	保有	転廃		操業	保有	転廃
秋田	125	48(38)	5(4)	72(58)	125,416	56,453(45)	4,830(4)	64,133(51)
山形	156	72(46)	0(0)	84(54)	114,936	51,919(45)	0(0)	63,017(55)
福島	225	105(47)	11(5)	109(48)	120,117	60,058(50)	5,779(5)	54,280(45)
埼玉	116	72(62)	0(0)	44(38)	93,431	56,057(60)	0(0)	37,374(40)
栃木	108	58(54)	1(1)	49(45)	67,632	40,579(60)	295(0)	26,758(40)
茨城	145	87(60)	3(2)	55(38)	70,227	42,137(60)	1,326(2)	26,764(38)
群馬	118	56(48)	2(2)	60(51)	55,301	27,652(50)	1,717(3)	25,932(47)
長野	285	102(36)	28(10)	155(54)	124,984	62,492(50)	12,114(10)	50,378(40)
新潟	254	103(41)	21(8)	130(51)	146,053	71,972(49)	11,689(8)	62,392(43)
愛知	204	89(44)	9(4)	106(52)	122,906	67,598(55)	5,412(4)	49,896(41)
京都	226	91(40)	21(9)	114(50)	231,320	109,877(48)	27,928(12)	93,515(40)
兵庫	663	274(41)	69(10)	320(48)	644,897	303,102(47)	76,989(12)	264,806(41)
広島	301	138(46)	33(11)	130(43)	192,114	91,254(48)	18,417(10)	82,443(43)
福岡	270	113(42)	18(7)	139(52)	240,105	120,052(50)	24,267(10)	95,786(40)
全国	6,919	3,033(44)	546(8)	3,340(48)	4,412,576	2,203,687(50)	362,289(8)	1,846,600(42)

資料：国税庁（1955）『清酒の生産及び原料米の統制と企業整備関係資料集』

注：保有は、通常生産を認められていないが、設備を有し、米の配給量や需給を調整する役割を担っていた。
括弧内の数字は比率。

生産統制に伴う需給の歪みを調整するための立地調査³⁹⁾により、基本石数が修正された。この立地調査によって、訂正前割当原料米石数から13,658石が引かれ、昭和18酒造年度の原料米基本石数は214,089石となった。ただし、昭和18酒造年度は企業整備が行われた年であり、この原料米基本石数を50%削減した数量が、当該年度の原料米割当石数である107,044石となった。

昭和17・18酒造年度には、兵庫県をはじめとして広島県や福岡県などの大産地が、原料米割当石数を減らされ、その分が関東地方諸県や愛知県に分配された。さらに、昭和20酒造年度にも、灘五郷から関東地方と愛知県、静岡県に基本石数が移動している(表6)。結果的に、兵庫県の1946年におけるシェアは、大幅に低下した。この理由として、酒造家間の桶売りが禁止になったこと、各県に酒類販売統制会社が設立され、配給ブロックが県単位となったことから、各県の移出入が滞ったため、灘酒が徐々に撤退し、その分だけ関東地方や愛知県・静岡県の酒造家が原料米を譲り受けたことなどが考えられる。なお、割当

原料米の移動は、特に昭和18酒造年度の企業整備に伴う立地調査に従うところが大きいので、個々の酒造家による自由な取引ではなく、政府の指導によって行われたといえよう。

企業整備による大産地の縮小と関東地方諸県の拡大は、原料米の割当だけでなく、酒造家の残存率にもあらわれている(表7)。企業整備の残存率は50%を基準としていたが、北関東ではおよそ48~62%と高く、兵庫県、京都府、秋田県などの大産地において38~41%と低い。つまり、表3にみられる1946年の茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県シェア拡大は、生産統制と企業整備によるところが大きいのである。

前述したように、生産統制に伴う一律の減産は、家業存続という面からみれば、大産地の大酒造家に有利であり、中小酒造家に不利である。しかし、現実には原料米の譲受や企業整備の調整によって、大産地の経営は大幅に縮小され、結果的に、大産地と産地間競争にある関東の酒造家が保護されたのである。1943年の「企業整備に関する件」では、「都道府県毎に生産配給其の他各般の状況を総合勘

案し地方の実情に即応し、適当と認むる割合を定め当該製造場の操業能力及場数を配当す」⁴⁰⁾とされており、政府によって意図的に各県の生産量を地元市場の需要に即して調整しようとしていたことがわかる。

また、政府は生産統制や企業整備を実施する際、大小を問わず、酒造家に対して敬意を払っていた。それは、中小の酒造家が「農山漁村に介在することそれ自身が農村経済にどれだけ貢献しているか計り知ることが出来ない程である。農村経済ブロックの中樞は酒造家だと云っても恐らく過言ではあるまい」⁴¹⁾という認識や、「清酒製造業者は父祖相伝数百年の家業に従事するものもあり又地方的の名望家、資産家等大多数なる状況に顧み整備実施完成迄には容易ならざる苦心をようするものあるを予想せらるるを以て之が事務に関与する官吏は特に其の言動を懇切且慎重にするよう努力すること」⁴²⁾という記述から読み取れる。その結果、第1種工業部門の繊維工業で行われたような合併等の規模を重視した合理化はあまり進められず、反対に大産地以外の各県、特に関東地方諸県の中小酒造家を保護するに至った。

つまり、政府は、第1種工業部門と第2種工業部門に対して、徹底した合理化を求め、中小企業の統廃合を進めたが、第3種工業部門の清酒業に対しては、原料米の配給と経営の安定が確保できる範囲で、各県の中小酒造家を数多く存続させるため、大産地の大酒造家に大幅な縮小を求めたといつてよいだろう。各県の清酒業存続という面からみれば、政府の方針は、各酒造家の規模よりも経営が安定する範囲で営業の権利を認めるという点で平等主義であり、各酒造家が、規模の大小に関わらず一致団結して横並びの行動をする、自主的カルテルの方針を受け継いでいた。

だが、こうした平等主義が、必ずしも各県各市町村の清酒業経営に均等な影響を与えたとは限らない。なぜなら、同じ県内であつて

も、酒造家の分布にはばらつきがあるため、販売競争に地域差がある。また、政府の統制は各府県にとどまり、各酒造家への統制は各府県の酒造組合が責任を負っていたため、必ずしも政府の意図が各市町村にまで伝わっているとは限らないからである。この点を明らかにするために、次章では統制によってシェアを拡大した栃木県と埼玉県を事例として、企業整備がどのように遂行されたか、また、企業整備は存続した酒造家に対して、どのような影響を及ぼしたのかを考察していく。

IV. 北関東における企業整備の実施とその影響

(1) 企業整備の実施方法

図7は、埼玉県における企業整備の状況を表している。この図を見ると、残存率は、川越支部や大里見玉支部において高く、北足立支部で低い。つまり、企業整備は、支部単位でみると不均等である。本来、各県各支部において一律の割合で操業を認めたはずの企業整備が不均等になった原因を探ることは、重要な問題である。県単位で考察したように、中小酒造家が存続可能な方法で、企業整備が行われたのか。それとも、企業整備以前における酒造家の規模や市場の条件が、支部間の不均等な残存率を生んだのであろうか。

まず、規模の面から、企業整備の実態をみることにする。表8をみると、1954年⁴³⁾に造石量1,000~700石から500~300石の酒造家の占める割合が多くなっていることがわかる。反対に、200石未満の酒造家は存続している割合が低い。聞き取り調査によれば、栃木県と埼玉県のほとんどの支部で、造石量300石以上を操業の条件としており、300石未満の酒造家は転廃業か企業合同を強いられることが多かった。また、戦後行われた復活⁴⁴⁾に対しても、造石量300石以上が基準となっており、これを下回る酒造家は、原則として復活を認められなかった。

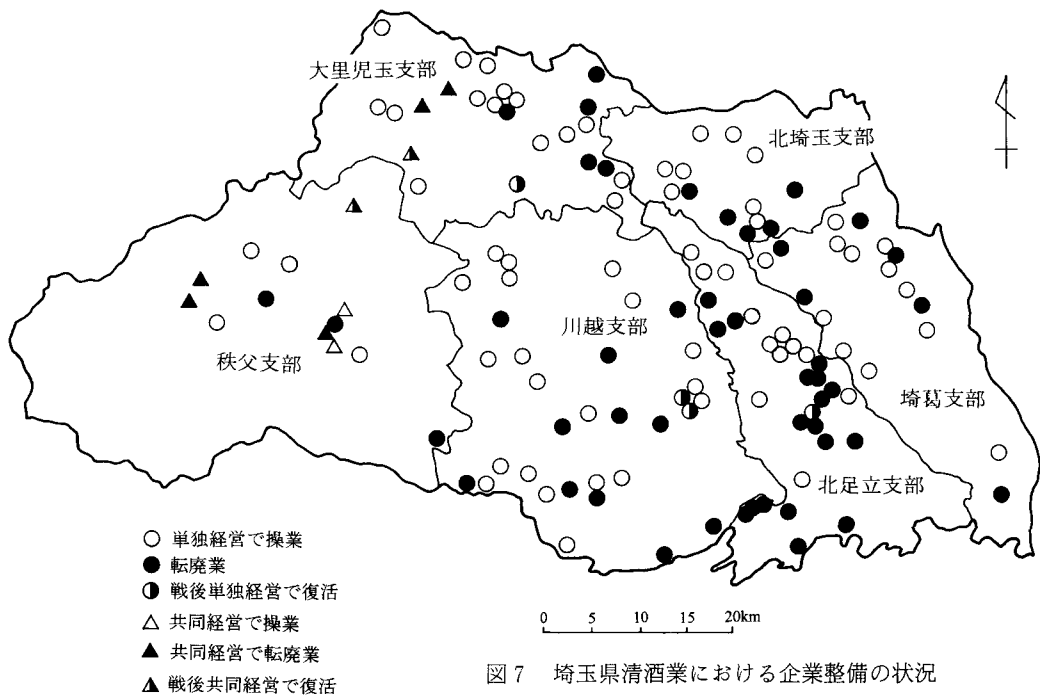


図7 埼玉県清酒業における企業整備の状況
 (聞き取り調査と「埼玉県酒造組名簿」により作成
 注: 埼玉県に保有の酒蔵はない。

表8 栃木県と埼玉県における規模別清酒免許場数の変化

支部	3000石以上	3000-1000石	1000-700石	700-500石	500-300石	300-200石	200石未満	休造	計
宇都宮	1→1		0→2	3→2	5→1	5→1	6→0	3→0	23→7
鹿沼				2→1	2→2	1→0	3→0		8→3
真岡			1→3	5→2	2→2	2→1	6→0	2→0	18→8
栃木		3→1	2→5	4→3	5→4	6→0	3→0	4→0	27→13
大田原		0→1	1→4	6→3	14→9	3→1	13→0	2→0	39→18
足利		1→0	0→1	1→1	4→5	5→2	7→0		18→9
栃木県計	1→1	4→2	4→15	21→12	32→23	22→5	38→0	11→0	133→58
北足立		2→3	1→0	4→2	11→5	11→2	4→0		33→12
川越	1→0	5→1	4→2	3→3	13→8	8→5	6→0	4→0	45→19
秩父		1→0	1→2	0→1	1→0	2→1	9→2	2→0	16→6
大里児玉		2→2	3→2	2→5	9→5	5→1	3→0	3→0	27→15
北埼玉		4→4	1→1	2→2	4→0	2→0	3→0	2→0	18→7
埼玉		3→3	1→1	2→1	5→3	5→3	5→1		21→12
埼玉県計	1→0	17→13	12→8	13→14	43→21	33→12	30→3	11→0	160→17

資料: 東京税務監督局『税務統計書』, 関東信越国税局内部資料

注: 矢印の左の数値は1930年, 右の数値は1954年のもの。

復活蔵は除いた。

この原則から考えると, 300~200石および200石未満の酒造家が, 栃木県と埼玉県を合わせて20場も存続したことは, 例外とするには多すぎる。むしろ, 企業整備における規模以

外の基準を探らなければならない。

その一つとして, 各支部における操業・保有・転廃の整備区分の割合をほぼ均等にしたことがあげられる。宇都宮支部と北足立支部

を除いた各地域の操業率はほぼ6割である。つまり、免許場数を各支部一律に削減すると、中小酒造家の多い支部ほど、中小酒造家が数多く存続できる。実際、中小酒造家の多い足利支部、川越支部、秩父支部、埼玉支部では、300石未満の酒造家が数多く存続した。反対に北埼玉支部のように各酒造家の規模が大きい場合、造石量300石未満の酒造家が存続できる余地はなかったといえる。

もう一つ、300石未満の酒造家が操業できた理由として、戦争への貢献度があげられる。聞き取り調査によると、栃木県の真岡支部や埼玉県北足立支部、秩父支部、埼玉支部では、造石量300石未満の酒造家でも、徴兵に出ている場合、特に戦死者がいる場合には、特例として操業が認められたという。これは、国税庁や税務署で定めたことではなく、支部内で企業整備を実施する際、操業の基準として自主的に決めたことらしい。逆に、造石高300石以上の酒造家でも、兵隊を出していない場合には、転廃業させられることがあった。

前述のように、規模の大小に関わらず、酒造家の地域に対する貢献度は大きく、家業としての伝統も重んじられていたため、単純に規模で操業・保有・転廃の整備区分を決定することができなかった。そこで、整備区分の基準として、当時の風潮から、戦争に対する貢献度が重要視されたのではないだろうか。

ただし、川越支部内の比企郡のように、企業整備での進退が自由であった地域もあり、必ずしも兵隊を出したか否かが整備区分の基準になっていたわけではない。聞き取り調査によれば、企業整備に対して、同じ川越支部内でも、比企郡では進退が自由であり、反対に入間郡では自由意志が認められなかった。比企郡と入間郡は第二次大戦以前まで、別々の支部を組織していたため、企業整備に対しても別行動をとった可能性がある。また、入間郡において、近江商人の久星酒造やその別家である奥川梅三郎など造石高1,000以上の大

酒造家が積極的に店舗を閉鎖したため、比企郡内の酒造家が自由に進退を決めることができたとも考えられる⁴⁵⁾。結果的に、比企郡の酒造家は数多く存続した。

また、近江商人は、兵隊を出しているか否かに関わらず、支店を整理することはあっても、完全に転廃業することはほとんどなかった。埼玉県と栃木県に限ってみると、栃木支部において、一徳酒造株式会社と鈴木酒造有限会社を除く酒造家が栃木酒造株式会社か下都賀酒造株式会社のいずれかに参加し、共同経営を行ったことと、川越支部の奥川梅三郎が、清酒業に見切りをつけて滋賀県日野町の郵便局長に転身したことを例外として、近江商人は企業整備以降も単独経営を続けた⁴⁶⁾。

それらに加え、近江商人は清酒製造の他、醤油製造やビール、肥料、織物、薬の販売などを兼業していたため、転廃業されると、地域住民が生活物資を調達するのに不便になる事情があった。もう一つ、積極的な理由として、近江商人が同郷意識で結束し、支店を閉鎖することは受け入れても、転廃業だけは拒んだということもあった⁴⁷⁾。

複数の酒蔵を有している場合には、兵隊に

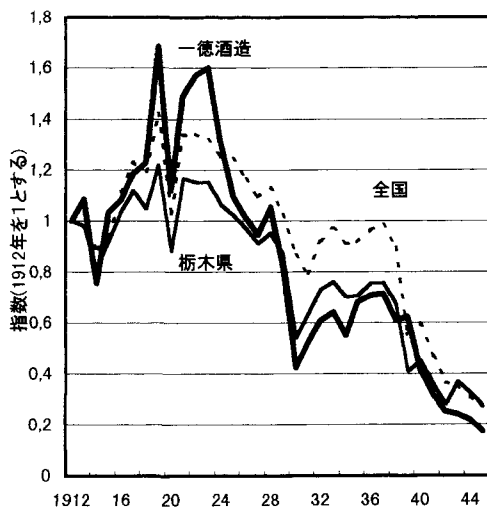


図8 一徳酒造の生産石数の推移

資料：小山市史編さん委員会(1984)『小山市史資料編現代I』、『主税局統計年報書』

出ているか否かに関わらず、1～2ヶ所の酒蔵を残して、他の酒蔵が真っ先に閉鎖された。真岡市の株式会社竹村長左衛門商店や行田市の株式会社山星金星など複数の酒蔵を有する大酒造家は各支部の要職に就いている場合が多く、支部内の企業整備を円滑に進めるために、自ら支店を閉鎖した。大手ほど大幅な縮小を受け入れた結果、中小酒造家が数多く存続できたのである。企業整備によって、結果的に、酒造家の中規模化が進んだといえよう。

ところで、大正期と同様、戦時期でも大手の経営は必ずしも安定していなかった。これは、一徳酒造株式会社の生産石数の推移からもうかがえる(図8)。一徳酒造は、1912年に猪俣慎之助と江部順治が中心となって、下野酒造株式会社の名で那須郡に本社を置き、参加者の酒蔵を各支店とした合併蔵であり、1919年には7,029石を製造した栃木県で1,2を争う大酒造家であった。株主には、東京の酒問屋として著名な田中藤兵衛が加わっており、この合併が東京市場を狙っていたことが推察できる。北関東の大手は、こうした合併蔵である場合が多い。合併蔵としては、他にも埼玉県加須町の埼玉酒造株式会社⁴⁸⁾や埼玉県羽生町の羽生銘醸株式会社⁴⁹⁾等があるが、近江商

人や越後出身者によって地元市場を奪われた地主酒屋が、生産の合理化を図って合併し、安価な酒を県外に販売していたという共通点がある。よって、経営基盤は不安定になりやすい。

下野酒造株式会社は、後に一徳酒造株式会社と社名変更したが、北関東における大手の動向をみるのに適した事例であると思われる。図8をみると、1927年頃までは栃木県の平均よりも生産石数を増加させていたが、生産統制の厳しくなった1941年以降に、全国や栃木県よりも生産石数を縮小させている。1945年の造石量はわずか737石であり、1919年の10分の1近くにまで縮小した。つまり、大手酒造家ほど生産石数を大幅に減らしたのである。割当原料米石数が県別に統制されているなかでは、大手酒造家の大幅な造石量減少が、中小酒造家の割当酒造米石数の増大につながり、その存続にとって有利に働いた。

加えて、企業整備には技術力も考慮されていた。1943年の「清酒業整備に関する件」には、企業整備の条件として製造技術の水準もあげている⁵⁰⁾。表9は、埼玉県で独自に行った清酒品評会の審査結果を示したものであるが、入賞した56場中40場が、企業整備以後も操業していることがわかる。埼玉県は、企業整備後に116場中72場が操業したが、この割合と比べると、品評会で入賞した蔵の存続した確率が明らかに高い。戦時中は、既述したように、精米歩合や汲水率まで政府によって厳格に規制されていたが、その範囲で酒質の競争が続けられていた。

この技術力を重視した企業整備は、秩父支部でみられる。秩父支部では、酒造家に対して、企業整備を企業合同によって対処するように指導していた。廃業者を極力減らすことと、合併による規模拡大を狙っていたのだろう。戦時中は、各蔵に基本石数が割り当てられていたため、酒造家は合併によって基本石数を増やし、生産性を上げることが可能だっ

表9 埼玉県における清酒審査成績(1941年)

	1941年 入賞酒蔵総数	入賞酒蔵の性格				
		a	b	c	d	e
1～5位	9	6		1	1	1
6～10位	7	5		1	1	
11～15位	17	14	1		2(2)	
16～20位	14	10		2	2	
21～23位	9	5			4	
計	56	40	1	4	10(2)	1

資料：埼玉県酒造組合(1941)「清酒利酒会審査成績」,「埼玉県酒造組合名簿」

- 注：a) 戦後操業酒蔵数
b) 戦後復活蔵
c) 企業整備以前売却蔵
d) 企業整備転廃蔵、括弧内は支店数を示す。
e) 被災蔵

表10 清酒の1人消費量と自給率(1923年)

支部	1人当消費量 ¹⁾	自給率 ²⁾	移出率 ³⁾
宇都宮	0.108	51.2	22.7
鹿沼	0.084	63.0	8.6
真岡	0.085	85.5	7.5
栃木	0.085	89.8	43.1
大田原	0.134	94.5	3.3
足利	0.058	34.1	58.5
栃木県計	0.095	74.5	22.6
北足立	0.118	64.3	5.7
川越	0.099	72.6	24.5
秩父	0.059	99.2	0.0
大里児玉	0.073	60.1	42.2
北埼玉	0.069	77.2	41.7
埼玉	0.061	65.0	12.1
埼玉県計	0.085	69.3	33.9

資料：『栃木県統計書』、『埼玉県統計書』

注1) (生産石数-移出石数+移入石数)/現在人口
単位：石

注2) (生産石数-移出石数)/(生産石数-移出石数+移入石数)，単位：%

注3) 移出石数/生産石数，単位：%

た。そこで、村山家が矢尾家と、長谷川清蔵家、山崎家、南家が長谷川徳蔵家と合併した。

ここで、重要なことは、造石量の多い長谷川清蔵家が、造石量の少ない長谷川徳蔵家に吸収されたことである。これらの酒造家は、共に兵隊を出しており、互いの距離も数百メートルと近く、同じ街道沿いに立地している。つまり、戦争に対する貢献度や立地条件からは、長谷川徳蔵家が存続し、長谷川清蔵家が吸収された理由を説明することができない。この2軒の違いは、むしろ技術の差に求めることができる。大正・昭和初期の埼玉県清酒品評会において、長谷川徳蔵家は長谷川清蔵家より常に上位の成績を占めていた。このことは、企業整備の際、技術力が整備区分の重要な基準となっていたことの裏付けとなる。

さらに、企業整備の区分に当たって重要な基準となったのが配給の便である。1943年の「清酒企業整備に関する件」には「都道府県内に於ける操業製造場は更に小地域毎の配置を合理的ならしむるよう考慮しつつ重要産業

方面に転用する製造場を除きたる現存製造場中生産、配給其の他の条件最も良好なるものより順次之を選定す⁵¹⁾と記されている。例えば、埼玉支部の島根酒造株式会社は、造石量300石に満たなかったが、越谷・草加など周辺に有力な酒造家がなかったため、配給の便を考慮されて存続したという。

反対に、酒造家が集中している地域ほど、企業整備による転廃業が多かった。表7をみると、北足立支部と宇都宮支部における転廃業の比率が多いことがわかる。

大正期以降、北足立支部と宇都宮支部の自給率は低い方であった(表10)⁵²⁾。それでも多くの転廃業を出したことは、後述のように、地方酒造家にとって、統制の弛む戦後に市場占有率を大幅に低下させることになる。特に、北足立支部には大石屋、山屋、田中屋、騎西屋といった越後出身者の同族団⁵³⁾が17場もの酒造家によって形成され、互いに姻戚関係を結んでいたが、この一部が企業整備によって半強制的に解体され、市場占有率を高めるという同族団本来の役割を失った

北足立支部で企業整備後に操業したのは12場で、そのうち10場をこれら4つの同族団が占めたことは、支部内で単独経営者よりも同族団の発言力が強かったことを示す。しかし、これら越後出身者は、存続したとはいえ、戦後、北足立支部の市場を保持することに苦心した。これについては、次節で概観する。

(2) 戦後における企業整備の影響

各酒造家は、戦後になっても、各県ごと、各酒造家ごとに基本石数の制約を受けていた。このため、北足立支部の酒造家は需要に合わせて自由に製造量を増やすことができず、灘酒に市場を奪われていった。なぜなら、戦後の酒不足の際、地酒だけでは需要を満たすことが困難だった酒小売店が、戦後にシェアを回復した灘・伏見酒を問屋ルートで仕入れることで補完したからである⁵⁴⁾。

灘・伏見は戦後、基本石数の買収によって生産量を急速に増加させた。例えば、白鶴酒造は、1945年の4,849石から1952年の18,403石まで生産量を増やしている⁵⁵⁾。灘五郷でも、1945年の51,819石から1952年の159,469石、全国シェアにして6.2%から8.7%へと急成長を遂げた⁵⁶⁾。その間、北足立支部の酒造家はあまり規模拡大をとげていない(表7)。なぜなら、戦前から戦後にかけて一貫して高い利潤率を得ていた中小酒造家が、基本石数を買収する必要性を感じていなかったからである⁵⁷⁾。埼玉県と栃木県におけるその他の支部も同様である。灘・伏見の酒造家にしてみれば、こうした地酒の生産量があまり伸びていない地域は、格好の販売先であった。

問屋にとっても、小売店に対する地酒の卸売は、地元の酒造家による直売との二重価格を生じさせることから、面倒が生じており、灘・伏見酒の方が売りがやすかった⁵⁸⁾。こうした状況は、高度成長期から安定成長期を経ても変わらず、1970年には北足立支部における清酒販売数量19,902klに対して支部内酒造家の生産量3,914klとなり、地酒がすべて支部内で販売されたとしても、自給率19.6%にしかならなくなった。表9による1923年の自給率64.3%と比較すると、大幅に市場占有率が低下したことがわかる。

すなわち、直売によって地元の市場占有率を高めておくことは、地方酒造家が安定経営をする上で大変重要であったが、戦後も引き続いて生産量を制限されたことで、問屋を通じた灘酒の流入が増加し、北足立支部における酒造家の経営を圧迫していったのである。既述のように、企業整備は、大蔵省が、清酒業の地域に対する重要性を認識し、家業の長い伝統に尊敬の念をもっていたため、規模や配置に対して基本的には平等主義に基づいて行われた。しかし、市場占有率についてはあまり考慮されなかったため、自給率の低い地域では戦後、灘酒の流入によって経営を圧迫

される酒造家が相次いだのである。つまり、生産統制と企業整備は、戦時期に地方酒造家に有利であったが、戦後は大産地にとってシェア拡大のきっかけとなった。

V. おわりに

本稿は、戦時統制における第3種工業部門の清酒業を事例として、政府の中小業者に対する方針と、その前提となる大正期の生産・販売動向を明らかにし、その連続性を考察してきた。その結果、まず大正期以来、地方における直売中心の中小酒造家が、大酒造家に対して決して不利な状況になかったことが明らかとなった。むしろ、東京よりも北関東における県外移入酒の少ない地域の方が地廻酒を高く売れることや、生産性が規模拡大によって必ずしも向上しないといった理由から、利潤率の高い酒造家には中小酒造家が多かった。このため、清酒業界には大酒造家による独占市場が形成されず、北関東の各地にも数多くの中小酒造家が営業していた。

ところが、1930年代になると、小売店や問屋の競争が激化したために酒価が落ち込み、酒造家の経営をも圧迫した。そこで、清酒業界は自主的カルテルを組織して、価格調整と生産統制を行い、大産地と地方産地、大酒造家と中小酒造家が横並びの経営を行う方針を取った。政府による生産統制と企業整備は、この自主的カルテルを利用して進められた。

第3種工業部門の一つである清酒業の生産統制と企業整備は、第1種工業部門や第2種工業部門と異なり、生産の合理化よりも経営安定化を重視して行われた。生産統制は、大産地の縮小と北関東地方のシェア拡大をもたらした。また、企業整備では、300石以上の生産量があれば、規模の大小よりも配給の便や技術力などを考慮して、操業や廃業などの区分が決められたため、地方における中小酒造家が数多く存続した。

よって、清酒業をみる限り、第3種工業部

門の生産統制と企業整備は、必ずしも戦争目的で行われたとはいえない。第3種工業部門への統制は、第1種工業部門や第2種工業部門に対する軍需拡大のための統制とは異なる目的で行われた。清酒業は、軍需産業と違って生産力拡充を求められず、生産統制と企業整備は、地方における多数の中小酒造家の存立と、大産地のシェア縮小を導いた。清酒業の地域に対する貢献度や家業に対する酒造家の誇りは、国家によって十分認識されており、ゆえに大酒造家が大幅な生産量縮小の対象となり、地方の安定経営をしていた中小酒造家が数多く存続することになったのである。

こうした必ずしも生産の合理化を求めず、多くの中小酒造家が操業を存続することを認める温厚な平等主義は、栃木県と埼玉県をみる限り、県内の支部単位にまで浸透していた。つまり、各支部の操業率がほぼ同じになること、大酒造家が大幅な生産量の縮小を受け入れたこと、配給の便から生産量よりも配置が重要視されたこと、技術力が考慮されていたことにより、各地に中小酒造家が分散することになったのである。

ところで、このような生産統制と企業整備の方法は、市場占有率や直売と卸売の利害関係をほとんど考慮していないという点では片手落ちであった。元来、地方酒造家は直売で地元市場の市場占有率を高め、県外の酒に対抗していた。ところが、戦後、基本石数によって生産量が制限されると、市場占有率を保持することができず、問屋を通じた灘酒の流入に対抗できなくなった。こうして、北関東では、経営難に陥る酒造家が続出したのである。

(東京大学大学院)

〔付記〕

本研究に当たり、御指導いただいた大橋勝氏と、調査に協力していただいた栃木県と埼玉県の酒造家やその関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。また、東京大学大学院の山本大策氏には、英

文要旨に対してご助言をいただきました。

なお、本研究の骨子は、1997年度人文地理学会大会で発表したものである。

〔注〕

- 1) 宮島英昭「日本における「産業の規律」と独占—1930年代の産業規制政策の展開を中心にして—」, 社会経済史学56-2, 1990, 123~124頁。
- 2) 宮島論文, 前掲1)125~127頁。
- 3) 宮島英昭「1930年代日本の独占組織と政府—重要産業統制法の運用と36年法改正—」, 土地制度史学110, 1986, 2~17頁。
- 4) 宮島論文, 前掲1)137頁。
- 5) 例えば、高橋久一「戦時期企業整備の諸問題—中小企業問題について—」, 経済経営研究(神戸大学) 24 (II), 1974, 159~202頁。
- 6) 前田靖幸「企業整備—中小企業を整理, 解体—」(有沢広巳監修『昭和経済史上』, 日本経済新聞社, 1994), 309頁。
- 7) 前田論文, 前掲6)311頁。
- 8) 第2種工業に関する研究として、以下のようなものがある。
太田勇・高橋伸夫・山本茂「日本の工業化段階と工業都市形成(上)」, 経済地理学年報16-1, 1970, 1~29頁。沢井実「戦時経済統制の展開と日本工作機械工業—日中戦争期を中心として—」, 社会科学研究(東京大学社会科学研究所) 36-1, 1984, 147~200頁。長島修「戦時下の特殊鋼企業の展開—大同製鋼を中心に—」(下谷政弘『戦時経済と日本企業』, 昭和堂, 1990), 35~61頁。山口貞雄『高炉工場の立地と変遷』, 大明堂, 1988, 163頁。
- 9) 繊維産業に関する研究としては、以下のようなものがある。
黒崎征佑「戦時下の中小絹人絹機業者意識—とくに福井県における企業合同・整備をめぐる—」, 社会経済史学45-3, 1979, 58~81頁。田村均「昭和恐慌下の秩父織物業—工業組合の成立と産地再編成—」, 地理学評論60-4, 1987, 213~237頁。渡辺純子「戦時期日本の産業統制の特質—繊維産業における企業整備と「10大紡」体制の成立—」, 土地制度史学150, 1996, 1~17頁。渡辺純子「戦時経済統制下における紡績企業の経営—東洋紡の事例について—」, 経済学論集(東京大学) 63-4, 1998, 61~90頁。
- 10) 白木沢旭見「1930年代の統制経済と中小企業

- 陶磁器業を中心に—, 日本史研究331, 1990, 88~119頁。
- 11) 白木沢論文, 前掲10)118~119頁。
 - 12) 橋本寿朗「景気循環」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史1 第1次大戦期』, 東京大学出版会, 1985), 391~428頁。
 - 13) 原朗「景気循環」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史2 世界大恐慌期』, 東京大学出版会, 1987), 405頁。
 - 14) 鎌田毅『酒販昭和史』, 酒販昭和史刊行委員会, 1985, 59~62頁。なお、鎌田は清酒の過剰な安売競争を、1927年の金融恐慌以降に求めているが、図2をみると1935年まで、清酒業は他の食品と同じような停滞ないし衰退を余儀なくされているのに対し、1936年以降は相対的な地位を落としていくことから、むしろ1936年の方が清酒業の転換期としてふさわしいように思われる。
 - 15) 鎌田論文, 前掲14)40~42頁。
 - 16) 清酒業の暖簾分けについては、青木隆浩「近世・近代における埼玉県清酒業の形成過程」, 経済地理学年報43-2, 1997, 1~17頁, が触れている。
 - 17) 下り酒とは、主に灘・伏見の酒をさす。
 - 18) 地廻酒とは、主に関東の酒をさす。
 - 19) 県外移入酒の数値は、『埼玉県統計書』と『栃木県統計書』による。
 - 20) もし、酒造家が問屋に頼らず、すべて直売で捌くと、毎月1升瓶を100本ずつ売る小売店100件と取引してようやく1,200石に達する。ところが、1つのブランドを毎月1石、毎年12石売る小売店は数えるほどしかない。しかも、100件の小売店に対して、注文、納入、売掛金の回収を毎月繰り返していくためには、たいへんな労力が必要である。そこで、1,000石以上売る大手では、一般に問屋との取引が必要となる。
 - 21) 八久保厚志「大正期における会津酒造業の市場展開—東京市場進出過程を中心に—」, 経済地理学年報40-2, 1994, 35~51頁, によれば、福島県会津地方において東京市場に進出できたのは、上層の業者のみであったという埼玉県とは少し異なった様相がみられる。これらの差異は、おそらく輸送費と関係している。すなわち、東京市場に対して、比較的輸送費の安い埼玉県では、地元市場を奪われた中小酒造家が安売りをし、輸送費のかかる福島県では、大量販売によって輸送費を相殺できる大手が積極的に進出したといえよう。中小酒造家でも積極的な安売りをできる地域は、埼玉県のように大市場に近接した所に限られており、その他の地域では、大量の生産・販売をしなければ問屋を経て東京市場に進出することが困難であったと思われる。
 - 22) 松本貴典「両大戦間期泉北機業における織物工場経営の動向」, 経営史学26-4, 1992, 21~23頁。
 - 23) 上川芳実「明治大正期の酒造業」, 京都学園論集19-2, 1990, 49頁。
 - 24) 池上和夫「明治期の酒造政策」, 社会経済史学55-2, 1989, 74頁。
 - 25) 近藤春臺「酒造業の合同と時代の要求」, 日本醸造協会雑誌20-2, 1925, 6頁。
 - 26) 鎌田著書, 前掲14)23~24頁。
 - 27) 鎌田著書, 前掲14)78頁。
 - 28) 国税庁「清酒の生産及び原料米の統制と企業整備関係資料集」, 1955, 1頁。
 - 29) 酒造年度とは、当該年度の10月から翌年の9月までを範囲とする。例えば、昭和10酒造年度は、昭和10年10月から翌11年9月に相当する。本論では、これを西暦で表す場合、図表を含めて、酒造年度に対応させた。よって、昭和10酒造年度の生産量は1935年の数値として示される。
 - 30) 国税庁資料, 前掲28)28頁。
 - 31) 国税庁資料, 前掲28)65頁。
 - 32) 製造過程における、米に対する水の使用比率をさす。
 - 33) 白木沢論文, 前掲10)119頁。
 - 34) 白木沢論文, 前掲10)118頁。
 - 35) 鹿又親「統制強化と酒造業の前途」, 日本醸造協会雑誌32-10, 1937, 2頁。
 - 36) データは、山片平右衛門・白鶴酒造株式会社史編纂室編『白鶴二百三十年の歩み』, 1977, 333頁, による。
 - 37) 篠田次郎『吟醸酒への招待』, 中央公論社, 1997, 98~102頁。
 - 38) 日本醸造協会「東北六縣酒造概況」, 日本醸造協会雑誌12-4, 1917, 95頁。
 - 39) 調査内容は不明である。
 - 40) 国税庁資料, 前掲28)106頁。
 - 41) 鹿又論文, 前掲35)3頁。
 - 42) 国税庁資料, 前掲28)108頁。

- 43) 企業整備が行われた1943年と本稿で用いた1954年のデータを比較すると、1943年の方が栃木県で約11,000石、埼玉県で約13,000石、比率にして、それぞれ28%と22%ほど造石量が少ない。しかし、1954年には、まだ基本石数による原料米の割当がなされていたため、各酒造家の相対的な位置関係はあまり変わっていない。よって、表8は支部毎の特徴をとらえるためには有効であると思われる。
- 44) 戦後、企業整備で転廃業や合併した酒造家に、清酒業での復活が認められた。
- 45) 聞き取り調査によれば、久星酒造や奥川梅三郎など近江商人の大酒造家が、閉店したのは、人手不足とも関わっているらしい。つまり、大酒造家は生産能力を充分に活用できるほど蔵人を雇うことができなかった。このため、大酒造家は、中規模化を余儀なくされたのである。
- 46) 1921年の造石量は、横田庄右衛門が3,200石、株式会社山星金星が1,701石、株式会社釜屋が1,523石である(埼玉県北埼玉郡役所『埼玉県北埼玉郡史』, 1923, 308頁)。ただし、株式会社山星金星は、埼玉、群馬、兵庫に複数の酒蔵を所有しており、1895年には全国で6番目の10,082石を製造していた。同じ北埼玉支部に後掲47)48)の埼玉酒造や羽生銘醸が設立されたのは、これら近江商人の市場占有率が高く、地元へ販売先がほとんど残されていないため、県外向けの安価な酒を経営合理化によって製造する必要があったからである。
- 47) 近江商人は、明治初期における共同の商社設立の際、参加者全員が社長を名乗ったという(高橋久一「明治初期における地方商社と商業資本」, 社会経済史学35-2, 1969, 34~35頁)。彼らは、概して社長意識が強く、共同経営を不得意とする。この傾向が、戦時統制期における近江商人の単独経営にもみられるとあってよいだろう。
- 48) 埼玉酒造株式会社は、明治末期、加須市の地主高橋作右衛門を中心に設立され、年間約2,000石ほど製造し、茨城県に大量の酒を販売していたが、企業整備前に経営難となり、騎西町の近江商人小森家(株式会社釜屋)に身売りした。
- 49) 羽生銘醸株式会社は明治末期、中島家、巢瀬家、村田家が合併し、設立されたが、1937年に身売りして、吉田町の地元出身者肥土家と行田市の近江商人鈴木家(株式会社山星金星)の共同経営となり、株式会社東亜酒造となった。1942年に清酒製造を担っていた鈴木家が手を引いたため、その後は肥土家を中心となって原料アルコールを製造していた。
- 50) 国税庁資料, 前掲28)106頁。
- 51) 国税庁資料, 前掲28)106頁。
- 52) 大正末期のデータで昭和初期の様相を論じることに對しては、異論があると思われるが、『埼玉県統計書』に昭和期以降の県外移出量と県外移入量の記録が掲載されてない。しかし、支部ごとにおける自給率の傾向をみることは必要であり、生産統制以前の状況を把握しておくことには意味があると考えて、表10を用いることにした。
- 53) 大石屋と田中屋、騎西屋については、青木論文, 前掲16)が取り上げている。
- 54) 埼玉県酒造家への聞き取り調査による。
- 55) データは、山片・白鶴酒造編, 前掲36)375頁, による。
- 56) データは、山片・白鶴酒造編, 前掲36)356頁, による。
- 57) 戦後から高度成長期にかけては、品不足により、地方酒造家がいわゆる殿様商売をしていた。このため、多くの地方酒造家は、基本石数を買収してまで生産量を大きくする必要性を認識していなかった。
- 58) 埼玉県酒造家への聞き取り調査による。

Sake Brewing Industry under the Production Control during World War II

AOKI Takahiro

The production control policy from 1936 to 1945 influenced Japanese industries a great deal. Government executed the production control by classifying industries into three types. The first type included textile and metalworking industries. Many firms in these industries were closed down in order to transfer the labour force to the troops and munitions industry, and to collect metal for producing arms. The second type included the munitions industry which produced iron steel, coal, light metal, ships, and aircrafts. Their production capacity was expanded. The third type included small and medium enterprises which could not supply military equipment to the munitions industry by the nature of the industry. The number of firms and outputs were reduced by half in this category. There has been a substantial amount of research on the wartime industries in the first and second types, while there are only a few studies on the third type. Included in the third industrial type were a large number of medium and small-sized enterprises. A study on these firms will throw light on the government policy toward minor enterprises during the war. This paper features *sake* brewing industry.

Sake brewing industry was obliged to reduce the production capacity to a significant degree. But production control toward the third industrial type, including *sake* brewing industry, was not practiced directly for the purpose of the war. *Sake* brewing industry was not forced to rationalize production by concentrating production to a small number of large enterprises as seen in the first and second industrial types. In fact, many large *sake* brewers were forced to scale down their production, and many small and medium *sake* brewers that had been doing relatively stable management were allowed to continue their production.

Through intensive interviews with the managers of *sake* brewers and the analysis of data from the National Tax Administration Agency, I verified that production control toward *sake* brewing industry differed from those in the textile, metalworking, and munitions industries in many respects. Namely, the policy considered managerial stability more critical than the rationalization of production, which was based on the equalitarianism philosophy embedded in cartel structure existing before world war II.

Furthermore, at the prefectural level, the location of brewers and their brewing techniques were critical factors for the production control. *Sake* brewers with a high level of brewing techniques were more favorably allowed to remain in business, and a dispersed locational pattern of brewers resulted. The equalitarianism was penetrated into branches of cartels in each prefecture. But there was a serious defect in the production control. In the areas where sufficient *sake* was not provided after the war due to the production control, several national brands came and dominated the market and many local *sake* brewers had to give up their business.